

Vitality ポイント獲得ガイド

改定後	改定前
<p>2.3. Vitality 健康診断</p> <p><中略></p> <p>2.3.2. ポイントメニュー表</p> <p>2.3.2.1. Vitality 健康診断により獲得できるポイント</p> <p>会員は、次のポイントメニュー表に定めるとおり、各活動を実施し、 2.3.3 に定めるポイント加算の申込みをすることによりポイントを獲得 できます。ただし、単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）に おいて、当社が、当該契約に基づき提供する Vitality 健康プログラム (以下、「スマートプラン」といいます。) の一部を試用に供するた め、単品型 Vitality 健康プログラム規約（有償版）に定める期間（以 下、「トライアル期間」といいます。）内の利用料を発生させずにスマ ートプランの一部を提供する場合には、トライアル期間の存在する当該 契約を締結した会員は、トライアル期間中は 2.3.3 に定めるポイント加 算の申込みをすることができません。</p>	<p>2.3. Vitality 健康診断</p> <p><中略></p> <p>2.3.2. ポイントメニュー表</p> <p>2.3.2.1. Vitality 健康診断により獲得できるポイント</p> <p>会員は、次のポイントメニュー表に定めるとおり、各活動を実施し、 2.3.3 に定めるポイント加算の申込みをすることによりポイントを獲得 できます。</p>

改定後							改定前						
活動項目	当社所定の基準	獲得ポイント(1回あたり)			獲得ポイントの上限(1会員年度あたり)			獲得ポイント(1回あたり)			獲得ポイントの上限(1会員年度あたり)		
		提出による ポイント	当社所定の基準を満たす 場合の加算ポイント		提出による ポイント	当社所定の基準を満たす 場合の加算ポイント		提出による ポイント	当社所定の基準を満たす 場合の加算ポイント		提出による ポイント	当社所定の基準を満たす 場合の加算ポイント	
			64歳以下	65歳以上		64歳以下	65歳以上		64歳以下	65歳以上		64歳以下	65歳以上
Vitality 健康診断(BMI)	18.5以上24.9以下(※) (※)BMI=体重(kg)÷{身長(m)} ² BMIは、小数点以下第2位を四捨五入した値で判定します。	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント
Vitality 健康診断(血圧)	最高血圧(収縮期血圧) 140mmHg 未満かつ 最低血圧(拡張期血圧) 90mmHg 未満	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント
Vitality 健康診断(血糖)	空腹時血糖:126mg/dL 未満 または HbA1c:6.5% 未満	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント
Vitality 健康診断(コレステロール)	LDL コレステロール 70mg/dL 以上 140mg/dL 未満	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント
Vitality 健康診断(尿蛋白I)	「- (陰性)」または「± (弱陽性)」	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント	500 ポイント	1,500 ポイント	2,000 ポイント

2.3.2.2. 会員の年齢が39歳以下の場合に獲得できるポイントの特則

Vitality 健康診断(BMI)、Vitality 健康診断(血圧)およびVitality 健康診断(尿蛋白)の活動日が2025年4月1日以降であり、かつ、2.1.1.3で定める会員の年齢が39歳以下の場合には、次の(1)から(3)までのとおり取り扱います（以下、本号においてこの取扱いを「本取扱い」といいます。）。

- (1) Vitality 健康診断(BMI)、Vitality 健康診断(血圧)またはVitality 健康診断(尿蛋白)の測定結果がポイントメニュー表の「当社所定の基準」欄の基準を満たす場合には、同表の「当社所定の基準を満たす場合の加算ポイント」欄の「64歳以下」のポイントにそれぞれ1,500ポイント加算します。
- (2) 活動日が2025年3月31日以前のVitality 健康診断(BMI)、Vitality 健康診断(血圧)またはVitality 健康診断(尿蛋白)によ

2.3.2.2. 会員の年齢が39歳以下の場合に獲得できるポイントの特則

Vitality 健康診断(BMI)、Vitality 健康診断(血圧)およびVitality 健康診断(尿蛋白)の活動日が2025年4月1日以降であり、かつ、2.1.1.3で定める会員の年齢が39歳以下の場合には、次の(1)から(3)までのとおり取り扱います（以下、本号においてこの取扱いを「本取扱い」といいます。）。

- (1) Vitality 健康診断(BMI)、Vitality 健康診断(血圧)またはVitality 健康診断(尿蛋白)の測定結果がポイントメニュー表の「当社所定の基準」欄の基準を満たす場合には、同表の「当社所定の基準を満たす場合の加算ポイント」欄の「64歳以下」のポイントにそれぞれ1,500ポイント加算します。
- (2) 活動日が2025年3月31日以前のVitality 健康診断(BMI)、Vitality 健康診断(血圧)またはVitality 健康診断(尿蛋白)によ

改定後	改定前
<p>るポイントの獲得が同一会員年度内である場合には、当該ポイントまたは(1)の加算を含めた獲得ポイントのうちいずれか大きい方のポイントを獲得したものとします。</p> <p>(3) 同一の会員年度において Vitality 健康診断で獲得できるポイントの上限は 10,000 ポイントとします。</p> <p>(4) 本取扱いは、2025 年 9 月 30 日に開始します。本取扱いの開始前に 2.3.3 に定めるポイント加算の申込みがされた場合には、本取扱いの開始後に(1)の加算を自動的に反映します（反映までには一定の時間を要します。）。なお、当該加算の反映前に確定している保険料の決定および特典の利用に適用されるステータスには、本取扱いは適用されません。</p>	<p>るポイントの獲得が同一会員年度内である場合には、当該ポイントまたは(1)の加算を含めた獲得ポイントのうちいずれか大きい方のポイントを獲得したものとします。</p> <p>(3) 同一の会員年度において Vitality 健康診断で獲得できるポイントの上限は 10,000 ポイントとします。</p> <p>(4) 本取扱いは、2025 年 9 月 30 日に開始します。本取扱いの開始前に 2.3.3 に定めるポイント加算の申込みがされた場合には、本取扱いの開始後に(1)の加算を自動的に反映します（反映までには一定の時間を要します。）。なお、当該加算の反映前に確定している保険料の決定および特典の利用に適用されるステータスには、本取扱いは適用されません。</p>
<p>2.3.6. トライアル期間中のポイントの獲得</p> <p>トライアル期間の存在する単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）を締結した会員は、トライアル期間中に 2.3.2.1 のポイントメニュー表に定める活動を実施し、トライアル期間の満了日の翌日以降、ポイント加算の申込期限前に 2.3.3 に定めるポイント加算の申込みをすることにより、当該活動に係るポイントを獲得することができます。</p>	
<p>2.3.7. 活動日に関する留意点</p> <p>2.3.7.1. Vitality 健康診断の活動日</p> <p>Vitality 健康診断の活動日は、健康診断を受けた場合は当該健康診断を受けた日、血液検査を実施した場合は当該血液検査を実施した日、スマート体組成計による BMI 測定を実施した場合は当該測定を実施した日となります。</p> <p>2.3.7.2. 会員年度開始日より前の活動の活動日</p>	<p>2.3.6. 活動日に関する留意点</p> <p>2.3.6.1. Vitality 健康診断の活動日</p> <p>Vitality 健康診断の活動日は、健康診断を受けた場合は当該健康診断を受けた日、血液検査を実施した場合は当該血液検査を実施した日、スマート体組成計による BMI 測定を実施した場合は当該測定を実施した日となります。</p> <p>2.3.6.2. 会員年度開始日より前の活動の活動日</p>

改定後	改定前
2.3.7.1にかかわらず、健康診断を受けた日または血液検査を実施した日が会員年度開始日より前の日である場合には、会員年度開始日が活動日となります。ただし、会員年度開始日の1年前の日より前に受けた健康診断および血液検査ならびに会員年度開始日より前に実施したスマート体組成計によるBMI測定については、ポイントを獲得できません。	2.3.6.1にかかわらず、健康診断を受けた日または血液検査を実施した日が会員年度開始日より前の日である場合には、会員年度開始日が活動日となります。ただし、会員年度開始日の1年前の日より前に受けた健康診断および血液検査ならびに会員年度開始日より前に実施したスマート体組成計によるBMI測定については、ポイントを獲得できません。
2.3.8.ポイント加算の申込みに関する留意点 会員は、本規約に定める申込期限までにポイント加算の申込みをしなかつた場合には、当該ポイントを獲得することができません。	2.3.7.ポイント加算の申込みに関する留意点 会員は、本規約に定める申込期限までにポイント加算の申込みをしなかつた場合には、当該ポイントを獲得することができません。
2.3.9.ポイント獲得の対象とならない健康診断の取扱い 本ガイドに定めるポイント獲得開始時期以降、ポイント獲得の対象とならない日に会員が健康診断を受けた旨を、本規約に定めるポイント加算の申込期限までに当社に通知した場合において、次の(1)または(2)のいずれかに該当するときは、当社が別途指定する日への当該健康診断の活動日の変更またはポイントの付与を認めることができます。 (1)会員が予定していた日を変更して健康診断を受けた場合において、当該変更の理由が勤務先の都合、勤務先の変更、災害の発生その他やむを得ない事情に当たると当社が認めるとき。この場合において、当社が当該健康診断の活動日を変更するときは、当該健康診断を受けた日から起算して6か月前の日又は6か月後の日のいずれかを超えない範囲で当該健康診断の活動日を指定します。 (2)その他(1)に定める事由に準じる事由があると当社が認めるとき。	2.3.8.ポイント獲得の対象とならない健康診断の取扱い 本ガイドに定めるポイント獲得開始時期以降、ポイント獲得の対象とならない日に会員が健康診断を受けた旨を、本規約に定めるポイント加算の申込期限までに当社に通知した場合において、次の(1)または(2)のいずれかに該当するときは、当社が別途指定する日への当該健康診断の活動日の変更またはポイントの付与を認めることができます。 (1)会員が予定していた日を変更して健康診断を受けた場合において、当該変更の理由が勤務先の都合、勤務先の変更、災害の発生その他やむを得ない事情に当たると当社が認めるとき。この場合において、当社が当該健康診断の活動日を変更するときは、当該健康診断を受けた日から起算して6か月前の日又は6か月後の日のいずれかを超えない範囲で当該健康診断の活動日を指定します。 (2)その他(1)に定める事由に準じる事由があると当社が認めるとき。
2.4.予防 ＜中略＞	2.4.予防 ＜中略＞
2.4.2.ポイントメニュー表	2.4.2.ポイントメニュー表

改定後	改定前
<p>会員は、次のポイントメニュー表に定めるとおり、予防に関する各活動を実施し、2.4.3に定めるポイント加算の申込みをすることによりポイントを獲得できます。ただし、トライアル期間の存在する単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）を締結した会員は、トライアル期間中は2.4.3に定めるポイント加算の申込みをすることができません。</p>	<p>会員は、次のポイントメニュー表に定めるとおり、予防に関する各活動を実施し、2.4.3に定めるポイント加算の申込みをすることによりポイントを獲得できます。</p>
<p>2.4.6. トライアル期間中のポイントの獲得</p> <p>トライアル期間の存在する単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）を締結した会員は、トライアル期間中に2.4.2のポイントメニュー表に定める活動を実施し、トライアル期間の満了日の翌日以降、ポイント加算の申込期限前に2.4.3に定めるポイント加算の申込みをすることにより、当該活動にかかるポイントを獲得することができます。</p>	
<p>2.4.7. 活動日に関する留意点</p> <p>2.4.7.1. 各種検診等の活動日</p> <p>大腸がん検診、肺がん検診、胃がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、肺炎球菌ワクチン接種および歯科健診（以下、「各種検診等」といいます。）の活動日は、各種検診等を受けた日となります。</p> <p>2.4.7.2. 会員年度開始日より前の活動の活動日</p> <p>2.4.7.1にかかわらず、各種検診等を受けた日が会員年度開始日より前の日である場合には、会員年度開始日が活動日となります。ただし、会員年度開始日の1年前の日より前に受けた各種検診等については、ポイントを獲得できません。</p>	<p>2.4.6. 活動日に関する留意点</p> <p>2.4.6.1. 各種検診等の活動日</p> <p>大腸がん検診、肺がん検診、胃がん検診、乳がん検診、子宮頸がん検診、肺炎球菌ワクチン接種および歯科健診（以下、「各種検診等」といいます。）の活動日は、各種検診等を受けた日となります。</p> <p>2.4.6.2. 会員年度開始日より前の活動の活動日</p> <p>2.4.6.1にかかわらず、各種検診等を受けた日が会員年度開始日より前の日である場合には、会員年度開始日が活動日となります。ただし、会員年度開始日の1年前の日より前に受けた各種検診等については、ポイントを獲得できません。</p>
<p>2.4.8. ポイント加算の申込みに関する留意点</p> <p>会員は、本規約に定める申込期限までにポイント加算の申込みをしなかつた場合には、当該ポイントを獲得することができません。</p>	<p>2.4.7. ポイント加算の申込みに関する留意点</p> <p>会員は、本規約に定める申込期限までにポイント加算の申込みをしなかつた場合には、当該ポイントを獲得することができません。</p>
<p>2.4.9. ポイント獲得の対象とならない各種検診等の取扱い</p>	<p>2.4.8. ポイント獲得の対象とならない各種検診等の取扱い</p>

改定後	改定前
<p>本ガイドに定めるポイント獲得開始時期以降、ポイント獲得の対象とならない日に会員が各種検診等を受けた旨を、本規約に定めるポイント加算の申込期限までに当社に通知した場合において、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、当社が別途指定する日への当該各種検診等の活動日の変更またはポイントの付与を認めることができます。</p> <p>(1) 会員が予定していた日を変更して各種検診等を受けた場合において、当該変更の理由が勤務先の都合、勤務先の変更、災害の発生その他やむを得ない事情に当たると当社が認めるとき。この場合において、当社が当該各種検診等の活動日を変更するときは、当該各種検診等を受けた日から起算して6か月前の日又は6か月後の日のいずれかを超えない範囲で当該各種検診等の活動日を指定します。</p> <p>(2) 2.4.2のポイントメニュー表に定める年齢に満たない会員が、当該年齢の者を対象とする自治体による各種検診等の通知を受領した場合において、当該各種検診等を受けたとき。</p> <p>(3) 予防接種法に基づく定期接種として肺炎球菌ワクチンを接種したとき。</p> <p>(4) その他(1)から(3)までに定める事由に準じる事由があると当社が認めるとき。</p>	<p>本ガイドに定めるポイント獲得開始時期以降、ポイント獲得の対象とならない日に会員が各種検診等を受けた旨を、本規約に定めるポイント加算の申込期限までに当社に通知した場合において、次の(1)から(4)までのいずれかに該当するときは、当社が別途指定する日への当該各種検診等の活動日の変更またはポイントの付与を認めることができます。</p> <p>(1) 会員が予定していた日を変更して各種検診等を受けた場合において、当該変更の理由が勤務先の都合、勤務先の変更、災害の発生その他やむを得ない事情に当たると当社が認めるとき。この場合において、当社が当該各種検診等の活動日を変更するときは、当該各種検診等を受けた日から起算して6か月前の日又は6か月後の日のいずれかを超えない範囲で当該各種検診等の活動日を指定します。</p> <p>(2) 2.4.2のポイントメニュー表に定める年齢に満たない会員が、当該年齢の者を対象とする自治体による各種検診等の通知を受領した場合において、当該各種検診等を受けたとき。</p> <p>(3) 予防接種法に基づく定期接種として肺炎球菌ワクチンを接種したとき。</p> <p>(4) その他(1)から(3)までに定める事由に準じる事由があると当社が認めるとき。</p>

改定後	改定前
<p>2.5. 運動</p> <p>＜中略＞</p> <p>2.5.3.4. 運動（イベント）</p> <p>運動（イベント）に関するポイントを獲得し会員ポータルに反映するためには、会員は、会員ポータルの専用画面に必要事項を入力したうえで、同画面に、2.5.1.4に定める基準を満たす活動を実施したことを証明する書面等（ゴルフ以外の運動（イベント）については、完走証や主催者が作成したウェブページ等で、イベントの開催日時・名称、実施した運動の距離、会員の氏名がわかるものに限る。これに加えて、団体種目の場合は、会員個人が2.5.2のポイントメニュー表の別表に定める基準を満たす活動を実施したことがわかるものに限る。ゴルフについては、会員の氏名、実施日、ゴルフ場名が記載されたプレー料金の領収書に限る。ただし、プレー料金の領収書がない場合は、その他の実施を証明する書面を認めることがある。）の画像をアップロードする方法によりポイント加算を申し込む必要があります。ポイント加算の申込み後、ポイントが会員ポータルに反映されるまでには一定の時間を要する場合があります。ただし、トライアル期間の存在する単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）を締結した会員は、トライアル期間中は運動（イベント）にかかるポイント加算の申込みをすることができません。</p>	<p>2.5. 運動</p> <p>＜中略＞</p> <p>2.5.3.4. 運動（イベント）</p> <p>運動（イベント）に関するポイントを獲得し会員ポータルに反映するためには、会員は、会員ポータルの専用画面に必要事項を入力したうえで、同画面に、2.5.1.4に定める基準を満たす活動を実施したことを証明する書面等（ゴルフ以外の運動（イベント）については、完走証や主催者が作成したウェブページ等で、イベントの開催日時・名称、実施した運動の距離、会員の氏名がわかるものに限る。これに加えて、団体種目の場合は、会員個人が2.5.2のポイントメニュー表の別表に定める基準を満たす活動を実施したことがわかるものに限る。ゴルフについては、会員の氏名、実施日、ゴルフ場名が記載されたプレー料金の領収書に限る。ただし、プレー料金の領収書がない場合は、その他の実施を証明する書面を認めることがある。）の画像をアップロードする方法によりポイント加算を申し込む必要があります。ポイント加算の申込み後、ポイントが会員ポータルに反映されるまでには一定の時間を要する場合があります。</p>
<p>2.5.4. ポイント獲得開始時期</p> <p>2.1.2. にかかわらず、会員は、会員年度開始日以降、会員登録の手続きが完了するまでの間に、2.5.2のポイントメニュー表に定める活動のうち「運動（イベント）」を実施した場合は、会員登録の手続き完了後、ポイ</p>	<p>2.5.4. ポイント獲得開始時期</p> <p>2.1.2. にかかわらず、会員は、会員年度開始日以降、会員登録の手続きが完了するまでの間に、2.5.2のポイントメニュー表に定める活動のうち「運動（イベント）」を実施した場合は、会員登録の手続き完了後、ポイ</p>

改定後	改定前
<p>ント加算の申込期限前に 2.5.3 に定めるポイント加算の申込みをすることにより、当該活動に係るポイントを獲得できます。また、「運動（歩数）」のうち 64 歳以下で 1 日の合計歩数が 6000 歩以上 7999 歩以下の運動、65 歳以上で 1 日の合計歩数が 4000 歩以上 5999 歩以下の運動、および「運動（心拍）」のうち継続時間 15 分間の運動については、活動日が 2025 年 9 月 30 日以降のものに限りポイントを獲得できます。</p>	<p>ント加算の申込期限前に 2.5.3 に定めるポイント加算の申込みをすることにより、当該活動に係るポイントを獲得できます。ただし、「運動（歩数）」のうち 64 歳以下で 1 日の合計歩数が 6000 歩以上 7999 歩以下の運動、65 歳以上で 1 日の合計歩数が 4000 歩以上 5999 歩以下の運動、および「運動（心拍）」のうち継続時間 15 分間の運動については、活動日が 2025 年 9 月 30 日以降のものに限りポイントを獲得できます。</p>
<p>2.5.6. トライアル期間中のポイントの獲得</p> <p>トライアル期間の存在する単品型 Vitality 健康プログラム契約（有償版）を締結した会員は、トライアル期間中も 2.5.2 のポイントメニュー表に定める活動のうち「運動（歩数）」および「運動（心拍）」を実施し、当該活動に係るポイントを獲得することができます。また、会員は、トライアル期間中に 2.5.2 のポイントメニュー表に定める活動のうち「運動（イベント）」を実施し、トライアル期間の満了日の翌日以降、ポイント加算の申込期限前に 2.5.3 に定めるポイント加算の申込みをすることにより、当該活動に係るポイントを獲得することができます。</p>	
<p>2.5.7. 活動日に関する留意点</p> <p>運動（歩数）、運動（心拍数）、運動（フィットネスジム）および運動（イベント）の活動日は、各要件に該当する運動を実施した日となります。そのため、会員年度開始日より前に実施した運動については、ポイントを獲得できません</p>	<p>2.5.6. 活動日に関する留意点</p> <p>運動（歩数）、運動（心拍数）、運動（フィットネスジム）および運動（イベント）の活動日は、各要件に該当する運動を実施した日となります。そのため、会員年度開始日より前に実施した運動については、ポイントを獲得できません。</p>
<p>2.5.8. ポイント加算の申込みに関する留意点</p> <p>運動（歩数）および運動（心拍数）は、歩数計測ウェアラブルデバイス等に記録された情報のみをポイント加算の対象として取り扱いますので、計測結果の保存期間等が経過した後にポイント加算の申込みをすることはできません。また、運動（イベント）は、本規約に定める申込期限までに</p>	<p>2.5.7. ポイント加算の申込みに関する留意点</p> <p>運動（歩数）および運動（心拍数）は、歩数計測ウェアラブルデバイス等に記録された情報のみをポイント加算の対象として取り扱いますので、計測結果の保存期間等が経過した後にポイント加算の申込みをすることはできません。また、運動（イベント）は、本規約に定める申込期限までに</p>

改定後	改定前
ポイント加算の申込みをしなかった場合には、当該ポイントを獲得することができません。	ポイント加算の申込みをしなかった場合には、当該ポイントを獲得することができません。
(最終更新日：2026年1月15日)	(最終更新日：2025年9月30日)